

【 処置 】**５９４ リドカイン塩酸塩【ゼリー】（摘便時等）の算定について**

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

- ① 次の場合のリドカイン塩酸塩【ゼリー】（キシロカインゼリー等）の算定は、原則として認められる。
- (1) 肛門疾患（痔核・痔瘻・裂肛）がある J 022－２ 摘便時
 - (2) J 032 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）時
 - (3) J 034 イレウス用ロングチューブ挿入法
 - (4) J 037 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）時
 - (5) 導尿もしくはカテーテル設置と同時に行う J 060 膀胱洗浄時
 - (6) J 063 留置カテーテル設置時
 - (7) J 064 導尿（尿道拡張を要するもの）時
 - (8) 栄養カテーテル・胃管カテーテル・胃瘻カテーテルの挿入又は交換時
 - (9) D 311－２ 肛門鏡検査又は直腸診時
 - (10) D 413 前立腺針生検法時
 - (11) E 003 造影剤注入手技「６」腔内注入及び穿刺注入 イ 注腸時
- ② 次の場合のリドカイン塩酸塩【ゼリー】（キシロカインゼリー等）の算定は、原則として認められない。
- (1) 肛門疾患（痔核・痔瘻・裂肛）がない J 121 滋養浣腸時
 - (2) 痔核に対する外用処方時

○ 取扱いを作成した根拠等

キシロカインゼリーは表面麻酔剤で、添付文書の作用機序に、「リドカイン塩酸塩は神経膜のナトリウムチャネルをブロックし、神経における活動電位の伝導を可逆的に抑制し、知覚神経及び運動神経を遮断する」旨記載されている。

上記①の場合、強い疼痛を伴うことから、その緩和のための当該医薬品の使用は有用である。

一方、滋養浣腸は腸壁から栄養液を吸収させる目的で経肛門的に注入する処置であるが、肛門疾患（痔核・痔瘻・裂肛）がない当該浣腸時や、痔核に対する外用薬（軟膏や坐剤等）処方時は、単なる潤滑目的の使用であり、また、比較的疼痛が軽いことから、その臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、リドカイン塩酸塩【ゼリー】（キシロカインゼリー等）について、上記①の場合の算定は、原則として認められ、上記②の場合の算定は、原則として認められないと判断した。